

## 残土分析及び土壌調査

### 残土分析

2019年4月1日に施行された「土壌の汚染に係る環境基準」の改正に伴い、各県及び各市の残土条例（土砂条例）等も一部改正されています。当社では、改正内容で分析対応をしております。

残土調査の場合、搬出先によって分析項目や採取方法、証明書の書式等が異なりますので、搬出先を事前にご確認下さい。

基本的な分析項目は、溶出28項目+農用地（含有）2項目。

必要に応じてpHやダイオキシン、土質試験等が必要になります。



サンプリングについては、当社による採取でもお客様による採取でも対応可能です。採取して頂く場合には、採取マニュアルや採取容器などを一式お送りしますので、事前にご連絡下さい。当社残土分析HP：[http://www.knights.jp/ana/soil/lftsil\\_index.html](http://www.knights.jp/ana/soil/lftsil_index.html)



### 土壌調査

2019年4月1日に改正された土壌汚染対策法（以下「法」と表記）により、土壌調査を行う契機が増えました。

※②及び④が新たに追加された調査契機です。

- ① 法第3条第1項：有害物質使用特定施設の廃止
- ② 法第3条第8項：一時的免除中の土地における土地の形質変更（900㎡以上）
- ③ 法第4条第3項：3,000㎡以上の土地の形質変更
- ④ 法第4条第3項：ただし、稼動中の有害物質使用特定施設が設置されている敷地における土地改変の場合は、900㎡以上
- ⑤ 法第5条第1項：土壌汚染により人の健康被害が生ずるおそれがある土地

この他、土地売買による自主調査、資産価値の評価などの目的で土壌調査を行う場合もあります。当社土壌調査HP：[http://www.knights.jp/ana/soil/soil\\_index.html](http://www.knights.jp/ana/soil/soil_index.html)



残土分析や土壌調査について、詳細を知りたい方は当社が発行する小冊子をお申込み下さい。当社小冊子申込フォーム：<http://www.knights.jp/bkform.html>

